

農業振興地域 農用地区域からの除外チェックリスト

項 目	判断結果	
	いいえ	はい
1 必要性の判断		
① 具体的な転用計画などがなく、とりあえず除外したい。	②ハ	除外不可
② 除外後6ヶ月以内に利用目的に供される緊急性がない。	③ハ	除外不可
③ 事業計画面積が過大である。必要最低限でない。 原則として個人住宅500㎡以内、農家住宅1,000㎡以内	2ハ	除外不可

●除外不可の場合：具体的な計画を含め再度検討して下さい。

2 適当性の判断	いいえ	はい
① 農地法による農地転用許可が見込みがない。	②ハ	除外不可
② 建築基準法の建築確認許可が見込みがない。	③ハ	除外不可
③ 開発許可・協議許可の見込みがない。	④ハ	除外不可
④ その他必要な他法令などの許認可の見込みがない。	⑤ハ	除外不可
⑤ 周辺について都市的土地利用の進展などが見受けられない。	⑥ハ	除外不可
⑥ 事業計画が合理的でなく、一時的な利用のものである。	3ハ	除外不可

●除外不可の場合：利用可能な他の土地を検討して下さい。

3 代替性の判断	いいえ	はい
除外申出地以外の土地について		
① 農用地以外で利用できる土地を所有している。	②ハ	②ハ
② 農振白地で利用できる土地を所有している。	③ハ	③ハ
③ ①②のどちらか、又は両方に該当する。	4ハ	④ハ
④ ③の土地は開発が可能な土地である。	4ハ	除外不可

●除外不可の場合：利用可能な他の土地を検討して下さい。

4 集団性、連担性の支障の有無判断	いいえ	はい
除外申出地又はその周辺状況		
① 申出地は集団農地にある。	②ハ	除外不可
② 申出地は道路法による道路又は鉄道に接していない。	③ハ	除外不可
③ 申出地は宅地、雑種地等に直接又は用排水路を介して接していない。	④ハ	除外不可
④ 申出地は集落から離れている。	⑤ハ	除外不可
⑤ 申出地周辺は農地の利用形態が良い地域である。	5ハ	除外不可

●除外不可の場合：農地に支障のない土地を検討して下さい。

5 農地の利用集積に関わる支障の有無判断	いいえ	はい
除外申出地又はその周辺状況		
① 申出地は農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）又は同法第23条第4項に規定する特定農業法人若しくは特定農業団体の集積目標の計画地である。	②ハ	除外不可
② 申出地、若しくは隣接地が利用権設定されている農地がある。	6ハ	除外不可

●除外不可の場合：認定農業者の集積に支障のない、利用権設定されていない土地を検討して下さい。

6 農業用施設の機能に支障有無判断	いいえ	はい
除外目的、計画などにより		
① 農業用施設の取り壊し等となり支障がある。	②ハ	②ハ
② 農業用施設利用に支障がある。（農道、農業用排水施設、ため池など）	③ハ	③ハ
③ ①②に支障があり、機能補償等がない。維持管理に支障がない。	④ハ	除外不可
④ 通風、光彩、雑音、悪臭、汚濁、土砂の流出などの被害が発生する。	⑤ハ	除外不可
⑤ 農業用施設所有者・管理者の同意を得ていない。	7ハ	除外不可

●除外不可の場合：農業用施設に支障のない土地を検討して下さい。

7 土地改良事業の受益地確認	いいえ	はい
除外申出地について		
① 農業生産基盤整備事業などの面的整備（ほ場整備）受益地である。	②ハ	除外不可
② ①以外の土地改良事業（線的整備）完了後8年を経過していない。	8ハ	除外不可
※土地改良事業受益地である場合、該当土地改良区と協議して下さい。		

●除外不可の場合：土地改良事業に支障のない土地を検討して下さい。

8 法定要件以外の要件	いいえ	はい
※該当無しの場合、判断結果はいいえに進んで下さい。		
① 農地として取得後（相続・贈与含む）、3年以上良好に耕作されていない。	②ハ	除外不可
② 申出者が農業者年金の受給者（経営移譲年金）でない。	③ハ	除外不可
③ 申出地が中山間地域直接支払交付金受益地でない。	④ハ	除外不可
④ 申出地が農地・水保全管理支払交付金受益地でない。	9ハ	担当課協議

●除外不可の場合：他の土地を検討して下さい。

9 除外申出が可能な土地と判断されます。ただし、状況によって異なる場合があります。	除外申出可能
---	--------

※農家住宅、一般住宅の建設を目的とした場合については特例があります。

※お問い合わせやご相談は農業振興課まで